

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年10月17日29嘉鞍保第12256号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」の欄に記載された個人名及び地方検察庁〇〇支部に係る情報以外の情報、「日時」の列「H29.3.30」及び「H29.3.31」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された審査請求人の様子に関する記述、経過報告の「時間」の列「3/14 17:55」の行に記載された情報、並びにFAX送信票の3枚目に記載されたFAX番号は開示すべきである。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、経過報告、精神保健福祉相談記録、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づく事前調査票、FAX送信票、診察実施通知書及び措置入院に関する診断書に記載された審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、経過報告に記載された指定医の氏名等、精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」等の欄に記載された情報の一部、FAX送信票に記載された送信先及びFAX番号、診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名、措置入院に関する診断書の「精神保健指定医氏名」の欄に記載された情報については条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するとして不開示としている。

また、経過報告に記載された実施機関の職員名及び「時間」の列「3/14 17:55」の行に記載された情報の一部、精神保健福祉相談記録の「対応者」の欄に記載された実施機関の職員名及び「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された情報の一部、法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された実施機関の職員の氏名、FAX送信票の「送信者」の欄に記載された実施機関の職員名等については、同項第4号（行政運営情報）に該当するとして不開示としている。

さらに、経過報告に記載された診断名、精神保健福祉相談記録の「疾患名」等の欄に記載された情報の一部、法に基づく事前調査票の「申請・通報・届出に至る経緯等」等の欄に記載された情報、措置入院に関する診断書の「病名」、「生活歴及び現病歴」等の欄に記載された情報については、同項第5号（評価判断情報）に該当するとして不開示とし、その余の

部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年9月20日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年10月17日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年10月20日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、平成29年12月1日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 全開示をすることにより、措置診察までの流れを知り、公平なものであったかを確認するため、審査請求を求める。
- (2) 公正な措置通報がなされていたか、強制力のある法律に基づいた診察を短期間の間に同じ病院の医師が行うことについて疑問に思う。
- (3) 私の件において各機関と情報交換した内容を把握し、公平な精神医療が提供されたか疑問に思う。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

法第27条に基づき行われる精神保健指定医による診察は、本人の意に反して行われるものであり、診察実施通知書の精神保健指定医の氏名を開示することにより、本人が措置診察に関する不満や、指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため本号に該当し不開示としたものである。

(2) 条例第14条第1項第4号該当性について

精神保健福祉相談記録及び事前調査は、通報のあった者について、指定医による診察の

要否の判断を行うための内容が記載されたものである。また、診察実施通知書や措置非該当通知書等は、指定医による診察及び診察の結果に係る業務である。いずれも、本人の意に反して行われたものである。精神保健福祉相談記録の「対応者」、「実施内容・考察・問題点・方針」、事前調査票の「調査員職氏名」、指定医による診察に係る「経過報告」、「FAX送信票」の欄に記載された情報を開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、当所の業務の遂行に支障を来すおそれがあるため本号に該当し不開示としたものである。

(3) 条例第14条第1項第5号該当性について

精神保健福祉相談記録の「疾患名」等に記載された情報を開示することにより、職員が精神保健福祉相談記録を行う際、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり、正確に記載することを躊躇する等、相談内容の形骸化をもたらし、精神保健福祉指導業務の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため、本号に該当し不開示としたものである。

また、法に基づく事前調査票の「調査時の状況（現病歴、生活歴、家族歴）」等を開示することにより調査を行うものが、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど事前調査の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあり、本号に該当し不開示としたものである。

さらに、措置入院は、本人の意に反して行われた行政処分であることから、本人の認識と指定医による診断結果に相違が生じる可能性がある。そのため、指定医による診察に係る「経過報告」の「診断名」を開示することにより、指定が診察を行う際本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇する等、診断内容の形骸化をもたらす、措置入院制度の適正な遂行を著しく困難にするおそれがあるため、本号に該当し不開示としたものである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

本件個人情報は、実施機関が保有する経過報告、精神保健福祉相談記録、法に基づく事前調査票、FAX送信票、診察実施通知書及び措置入院に関する診断書に記載された審査請求人の個人情報である。

ア 経過報告について

法第24条に基づく検察官通報や措置診察等、時系列で審査請求人に対する対応について経過を記録したものであり、「時間」と「経過」の欄から構成されている。

イ 精神保健福祉相談記録について

法第47条では、都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事等が指

定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならないとされている。

相談指導の内容は、心の健康についての相談指導から、診療を受けるに当たっての相談指導、社会復帰のための相談指導など、保健、医療、福祉の広範にわたり行われ、相談の結果に基づき、病院、診療所等の施設や自助グループへの紹介、福祉事務所、児童相談所その他関係機関への紹介、医学的指導、ケースワーク等が行われることとなっている。

本件精神保健福祉相談記録は、審査請求人や母親等を対象とした面接や電話による精神保健福祉に関する相談及びこれに対する必要な指導の内容について実施機関の職員が記載したものであり、「疾患名」、「相談者氏名」、「相談目的（主旨）」、「生育及び生活歴」、「病歴」、「家族関係及び家族歴」、「日時、援助方法」、「実施内容・考察・問題点・方針」、「対応者」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

ウ 法に基づく事前調査票について

法第27条では、都道府県知事は、一定の者からの申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならないとされている。

本件法に基づく事前調査票は、法第27条に基づく指定医による診察の要否について判断を行うため、審査請求人の症状等について実施機関の職員が調査し、その結果を記載した調査票であり、「申請者・通報者・届出者名等」、「措置入院のための診察が必要と考えられる者」、「調査日」、「調査員所属」「調査員職氏名」、「調査対象者の所在地」、「申請・通報・届出に至る経緯等」、「調査時の状況（現病歴、生活歴、家族歴）」、「調査時の状況（問題行動・治療履歴等・現在（面接時）の状態）」、「家族等の氏名、年齢、続柄、連絡先」、「保険種別」、「主治医との連絡」、「事前調査の総合判定およびその時間」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

エ FAX送信票

措置診察を行う精神保健指定医及び受入れ先病院の確保のため、対象者の情報を関係する3つの機関にファクシミリで連絡する際の3枚の送信票であり、それぞれ、送信先の名称、送信先のFAX番号、件名、送信者、送信枚数、連絡事項が記載されている。

オ 診察実施通知書

法第27条に基づく診察に当たっては、精神障害者の入院等に係る福岡県事務処理要領（平成27年9月福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室発行）

において、保健福祉環境事務所長は、診察実施通知書により、診察の日時、場所等を精神保健指定医に通知することとされている。

本件診察実施通知書には、精神保健指定医の氏名、診察を受ける者の住所、氏名、性別及び生年月日、診察場所、診察日時が記載されている。

カ 措置入院に関する診断書について

法第27条では、都道府県知事は、一定の者からの申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならないとされている。

本件措置入院に関する診断書は、実施機関が、精神保健指定医2名に審査請求人を診察させた際の診断書であり、「被診察者の氏名、生年月日、住所、職業」、「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」、「医学的総合判断」、「診断日」及び「精神保健指定医氏名」、「診察に立会った者の氏名、続柄及び年齢」、「診察場所」、「診察日時」、「職員氏名」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合、何人でもこれを知り得る情報である場合は、基本的には、正当な利益を害することにはならない。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした情報は、措置入院に関する診断書に記載された精神保健指定医の氏名、経過報告に記載された指定医の氏名及び関係病院の医師名、診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名、精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」の欄に記載された情報の一

部、「援助方法」及び「実施内容・考察・問題点・方針」のそれぞれの欄に記載された個人名、並びにFAX送信票に記載された送信先及びFAX番号であり、これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

(7) 措置入院に関する診断書に記載された精神保健指定医の氏名について

措置入院は、本人の意思にかかわらず強制的に入院させる制度であるから、措置入院に至らないまでも、措置入院に関する診察を受けた者が事後的に病名や診察内容等について知り、その判断の当否について検討する権利は尊重に値するといふべきである。

しかし、措置入院がそのような制度であるからこそ、精神保健指定医の氏名を開示した場合、措置入院に関する診察を受けた者やその関係者が、病名や診察内容等について、その真偽や詳細等確かめるため、精神保健指定医に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがある。

本件においては、措置診察の結果、措置入院非該当と判断されたものの、その過去の経緯や事情に鑑みると、精神保健指定医の氏名を開示すると、審査請求人が、病名や診察内容等を確認したいとして、精神保健指定医の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれがあり、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(4) 経過報告に記載された指定医の氏名及び関係病院の医師名について

指定医の氏名については、上記(7)と同様に本号に該当すると判断される。

関係病院の医師名については、本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これを開示すると、審査請求人が、当該医師と実施機関との間のやりとりの詳細を確認したいとして、当該医師の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれは否定できない。

このため、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(5) 診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名について

上記(7)と同様に本号に該当すると判断される。

(8) 精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」の欄に記載された情報の一部、並びに「援助方法」及び「実施内容・考察・問題点・方針」のそれぞれの欄に記載された個人名について

本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、本件精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」、「援助方法」及び「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された関係者の個人名を開示することにより、審査請求人が、当該関係者と実施機関との間のやり

とりの内容について、その詳細を確認したいとして、当該関係者の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれは否定できない。

したがって、これらの情報を開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

これに対して、「相談者氏名」の欄に記載された地方検察庁〇〇支部に係る情報は、審査請求人以外の個人に関する情報とは認められず、本号に該当しないと判断されるが、これを開示した場合、第4号に該当することが考えられるため、同号該当性については後述する。

また、「相談者氏名」の欄に記載された個人名及び地方検察庁〇〇支部に係る情報以外の情報については、審査請求人以外の個人に関する情報であるが、審査請求人が知っている立場にあることが明らかであると認められるため、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

(オ) F A X送信票に記載された送信先及びF A X番号について

F A X送信票の送信先には、個人名と当該個人が所属する関係機関名が記載されており、本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、当該情報を開示することにより、審査請求人が、当該個人と実施機関との間のやりとりの詳細を確認したいとして、当該個人の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれは否定できない。

したがって、当該情報を開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

これに対して、F A X番号は当該個人が所属する関係機関のF A X番号であり、これを開示したとしても、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断されるが、F A X番号を開示した場合、関係機関名が明らかになり、第4号に該当することが考えられるため、同号該当性については後述する。

(3) 条例第14条第1項第4号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報としての要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であっ

て、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまでにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」として包括的に規定しているものである。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第4号に該当するとして不開示とした情報は、精神保健福祉相談記録の「対応者」の欄に記載された実施機関の職員名、「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された実施機関の職員名、「日時」の列「H29.3.30」及び「H29.3.31」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された審査請求人の様子に関する記述、法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された実施機関の職員の氏名、経過報告に記載された実施機関の職員名及び「時間」の列「3/14 17:55」の行に記載された情報の一部、FAX送信票の「送信者」の欄に記載された実施機関の職員名及び「連絡事項」の欄に記載された関係機関と実施機関との連絡内容である。これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

なお、上記(2)(エ)及び(オ)で述べたように、精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」の欄に記載された地方検察庁〇〇支部に係る情報、及びFAX送信票に記載されたFAX番号が本号に該当するか否かについても判断する。

(ア) 精神保健福祉相談記録の「対応者」及び「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された実施機関の職員名について

本事案の過去の経緯や事情に鑑みると、本件精神保健福祉相談記録の「対応者」及び「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された実施機関の職員名を開示することにより、審査請求人が、自己の相談に対する当該職員の指導の内容や、家族又は家族以外の関係者と当該職員とのやりとりの内容等について、その詳細を確かめるため、当該職員に頻繁に電話や訪問をするなどし、日常の業務を妨げようとするおそれは否定できない。

したがって、当該情報を開示することにより、実施機関における今後の精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(イ) 精神保健福祉相談記録の「日時」の列「H29.3.30」及び「H29.3.31」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された審査請求人の様子に関する記述について

実施機関は、弁明書において、「当該情報を開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、当所の業務の遂行に支障を来すおそれがあるため」と説明しており、具体

的には、平成30年2月5日に「弁明書（条例第14条第1項第4号該当により不開示とした理由）の補足説明について」と題する書面で、「精神保健福祉相談指導業務における職員の評価が記載されている。よって、開示することにより当所へ情報の真偽や詳細を確かめるため頻繁に電話や訪問することが考えられる。このことにより、当所が本人についての詳細な情報を記載しなくなり、正確な事実の把握が困難となり、当所の業務遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。」と説明している。

しかしながら、当該情報は、職員の評価というよりも、むしろ審査請求人の様子について事実が記載されているものと認められる。

また、当審議会が本件精神保健福祉相談記録を見分したところ、実施機関は、当該情報の前後に記載されている審査請求人からの相談内容や対応内容等については既に開示していることを確認した。

これらの点を踏まえると、当該情報を開示することにより、審査請求人が当該情報の真偽や詳細を確かめるために頻繁に電話や訪問したり、また、そのことによつて、精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考え難く、本号に該当しないと判断される。

(ウ) 精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」の欄に記載された地方検察庁〇〇支部に係る情報について

本事案の過去の経緯や事情に鑑みると、精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」の欄に記載された地方検察庁〇〇支部に係る情報を開示することにより、審査請求人が、相談内容や当該個人と実施機関の職員とのやりとりの内容等について、その詳細を確かめるため、当該個人に頻繁に電話をするなどし、日常の業務を妨げようとするおそれは否定できない。

したがって、地方検察庁〇〇支部に係る情報を開示することにより、地方検察庁〇〇支部における今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

よって、実施機関が不開示とした決定は、結論において妥当である。

(エ) 法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された実施機関の職員の氏名について

本事案の過去の経緯や事情に鑑みると、本件法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された実施機関の職員の氏名を開示することにより、審査請求人が、調査の内容や調査の結果等について、その詳細を確かめるため、当該職員に頻繁に電話や訪問をするなどし、日常の業務を妨げようとするおそれは否定できない。

したがって、当該情報を開示することにより、実施機関における今後の精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断され

る。

(イ) 経過報告に記載された実施機関の職員名について

本事案の過去の経緯や事情に鑑みると、本件経過報告に記載された実施機関の職員名を開示することにより、審査請求人が当該職員と警察署とのやりとりの内容等について、その詳細を確かめるため、当該職員に頻繁に電話や訪問をするなどし、日常の業務を妨げようとするおそれは否定できない。

したがって、当該情報を開示することにより、実施機関における今後の精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(ロ) 経過報告の「時間」の列「3/14 17:55」の行に記載された情報の一部について

実施機関は、弁明書において、「当該情報を開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、当所の業務の遂行に支障を来すおそれがあるため」と説明しており、具体的には、平成30年2月5日に「弁明書（条例第14条第1項第4号該当により不開示とした理由）の補足説明について」と題する書面（以下「補足説明」という。）で、「開示することにより警察に情報の真偽や詳細を確かめるため頻繁に電話や訪問することが考えられる。このことにより、警察と当所の信頼関係が著しく損なわれて、警察が当所に詳細な情報を伝えなくなるおそれがあり、当所が、警察から必要な情報収集ができず、当所が実施する法第27条に基づく指定医による診察等について正確な事実の把握が困難となり、当所の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。」と説明している。

しかしながら、当該情報は、警察署による審査請求人の処遇に関するものであり、審査請求人はその内容を知っているものであると認められることから、当該情報を開示することにより、審査請求人が当該情報の真偽や詳細を確かめるために、警察署や実施機関に対して頻繁に電話や訪問したり、また、そのことによって、警察署の業務又は実施機関の精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考え難く、本号に該当しないと判断される。

(ハ) FAX送信票の「送信者」の欄に記載された実施機関の職員名について

本事案の過去の経緯や事情に鑑みると、当該情報を開示することにより、審査請求人が、送信先の関係機関名や連絡事項の内容等について、その詳細を確かめるため、当該職員に頻繁に電話や訪問をするなどし、日常の業務を妨げようとするおそれは否定できない。

したがって、当該情報を開示することにより、実施機関における今後の精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(ケ) F A X送信票の「連絡事項」の欄に記載された関係機関と実施機関との連絡内容について

当該情報は、実施機関から関係機関への連絡事項であるが、本事案の過去の経緯や事情に鑑みると、当該情報を開示することにより、審査請求人が当該情報の真偽や詳細を確かめるために、関係機関や実施機関に対して頻繁に電話や訪問したり、また、そのことによって、関係機関の業務又は実施機関の精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(ク) F A X送信票に記載されたF A X番号について

F A X送信票のうち1枚目及び2枚目の送信票のF A X番号については、これを開示することにより、関係機関名が明らかになり、その結果、審査請求人が関係機関に対して情報の真偽や詳細を確かめるため頻繁に電話や訪問を行い、関係機関と実施機関との信頼関係が損なわれ、関係機関から必要な情報が得られなくなる等、今後の精神保健福祉業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号に該当すると判断され、実施機関が不開示とした決定は、結論において妥当である。

他方、F A X送信票のうち3枚目の送信票について、実施機関は本件決定において、送信先に記載されている関係機関名を開示していることから、F A X番号を開示することによって関係機関名が明らかになるとは認められないため、1枚目及び2枚目の送信票のF A X番号とは同様に考えることはできず、本号に該当しないと判断される。

(4) 条例第14条第1項第5号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」場合とは、請求者に開示することにより、事務の適正な執行が困難になる可能性が客観的に認められる場合をいい、当該個人に対して、公正な評価、判断が行えなくなるおそれがある場合のみならず、本人の評価、判断に影響はないが、開示することにより、今後、反復・継続して行われる本人以外の者に対する評価、判断を公正かつ適切に行うことを困難にするおそれがある場合も含まれる。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした情報は、措置入院に関する診断書の「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状等」、「診察時の特記事項」のそれぞれの欄に記載され

た情報、経過報告に記載された診断名、精神保健福祉相談記録の「疾患名」等の欄に記載された情報の一部、法に基づく事前調査票の「申請・通報・届出に至る経緯等」等の欄に記載された情報である。これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

(ア) 措置入院に関する診断書に記載された情報について

措置入院に関する診断書に記載されている病名等の情報は、実施機関が措置入院の可否を判断するために、精神保健指定医の判断により取得した情報であり、当該不開示情報は本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、精神保健指定医が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、措置入院が必要であるか否かの判断内容に影響を及ぼし、今後の措置入院事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(イ) 経過報告に記載された診断名について

上記(ア)と同様に本号に該当すると判断される。

(ウ) 精神保健福祉相談記録に記載された情報の一部について

本件精神保健福祉相談記録は、審査請求人や母親等を対象とした面接や電話による精神保健福祉に関する相談及びこれに対する必要な指導の内容について実施機関の職員が記載したものであり、当該不開示情報は本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、相談に対応した職員が相談記録に記載を行う際、職員が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記録に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、相談記録の形骸化をもたらし、今後の精神保健福祉相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(エ) 法に基づく事前調査票に記載された情報の一部について

本件法に基づく事前調査票は、法第27条に基づく指定医による診察の可否について判断を行うため、審査請求人の症状等について実施機関の職員が調査し、その結果を記載した調査票であり、当該不開示情報は本号に規定する個人の評価又は判断を伴

う事務に関する情報であると認められる。

本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、調査を行った職員が事前調査票に調査結果を記載する際、職員が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記録に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、事前調査の形骸化をもたらし、今後の事前調査業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。